

2 第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

【改正】（比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素）

66 の 4(2)－3 措置法第 66 条の 4 の規定の適用上、比較対象取引に該当するか否かについては、例えば、次に掲げる諸要素の類似性に基づき判断することに留意する。

- (1) 棚卸資産の種類、役務の内容等
- (2) 取引段階（小売り又は卸売り、一次問屋又は二次問屋等の別をいう。）
- (3) 取引数量
- (4) 契約条件
- (5) 取引時期
- (6) 売手又は買手の果たす機能
- (7) 売手又は買手の負担するリスク
- (8) 売手又は買手の使用する無形資産（著作権、基本通達 20－1－21 に定める工業所有権等のほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下同じ。）
- (9) 売手又は買手の事業戦略
- (10) 売手又は買手の市場参入時期
- (11) 政府の政策（法令、行政処分、行政指導その他の行政上の行為による価格に対する規制、金利に対する規制、使用料等の支払に対する規制、補助金の交付、ダンピングを防止するための課税、外国為替の管理等の政策をいう。）の影響
- (12) 市場の状況

【解説】

1 独立企業間価格の算定は、比較対象取引との比較によって行うが、その取引が比較対象取引に該当するかどうかを判定するに当たっては、諸要素の類似性を検討する必要がある。

そこで、改正前の本通達では、比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素について、OECD 移転価格ガイドラインを参考にして、同ガイドラインにおいても検討すべき要素としているものを留意的に例示しているところである。

2 ところで、政府の政策については、「価格統制（場合によっては価格の切下げ）、金利統制、役務の提供や経営管理に対する支払統制、使用料の支払に対する統制、特定の分野に対する助成金、為替管理、アンチダンピング課税、又は為替相場政策などといった政府の介入を考慮するために独立企業間価格の調整が行わなければならないということを納税者が検討する一定の状況がある。原則として、これらの政府介入は、特定の国の市場の条件として扱われるべきであり、通常ならば、その市場における当該納税者の移転価格を評価する際に考慮に入れるべきである。」（OECD 移転価格ガイドライン第 1 章 D.4 政府の政策の影響パラ 1.73）とされており、政策の具体的な内容が列挙されている。すなわち、政府の政策による影響について移転価格を評価する際には、こうしたものを考慮に入れることとされており、改正後の本通達においてこのことを留意的に明らかにした。

3 連結納税制度においても、同様の通達改正（連措通 68 の 88（2）－3）を行っている。